

静嘉堂文庫蔵「天守指図」および安土城天主内藤昌復元案に 関する考察

中村泰朗

一 はじめに

安土城天主は織田信長が天正七年（一五七九）に造営した五重天守で、その復元研究は江戸時代後期から現在に至るまで続けられている。数多く存する同天主の復元案のうち、昭和五年に発表された内藤昌氏の復元案（以下、内藤案と記す）は、同天主の復元研究史において大きな転換点となった。

内藤案以前の復元案が『信長公記』をはじめとした文献史料にのみ基づいたのに対し、内藤氏は現存する天主台石垣を実測・検討したうえで復元案へと反映させた。また同氏は静嘉堂文庫蔵「天守指図」を最も重要かつ信頼できる復元史料と位置付けた。同氏によれば、「天守指図」は『信長公記』の内容と矛盾しておらず、天主台石垣の実測成果とも乖離しないという。そこで同氏は「天守指図」に準拠した詳細な復元案を提示した。

内藤案は五重六階・地下一階の望楼型天守であり、一階は天主台上端

の際にまで側柱列が立つ。天主台上端平面は不等辺多角形であるため、これに伴い内藤案の一階平面も不等辺多角形となる。その一方、二階は矩形を主体とした平面であつて、一階と二階とでは側柱列の大部分が平行にならない。そのため詳しくは後述するものの、同案は一重目の軒先が大きく斜めになる。また二階は南辺を除く三辺に張り出しがあり、これらの上部には二重目の屋根を付庇状に延長させる。その他、三重目の屋根には千鳥破風と切妻破風が数多く付されるなど、同案の屋根形式は後世の天守に比べて非常に複雑と言える。

内藤案の内部には地階から三階（四階床下）までの高大な吹き抜けがあり、その地階中央部には須弥壇と宝塔が復元される（図1）。同案は概説書などを通じて一般にも広く認知されており、平成四年に開催されたセビリア万国博覧会では、同案を基にした安土城天主五・六階の実物大復元模型が展示された。

しかし内藤案発表の翌年、宮上茂隆氏が「天守指図」の復元史料としての信頼性に疑義を呈した^①。同氏によれば、「天守指図」は後世の

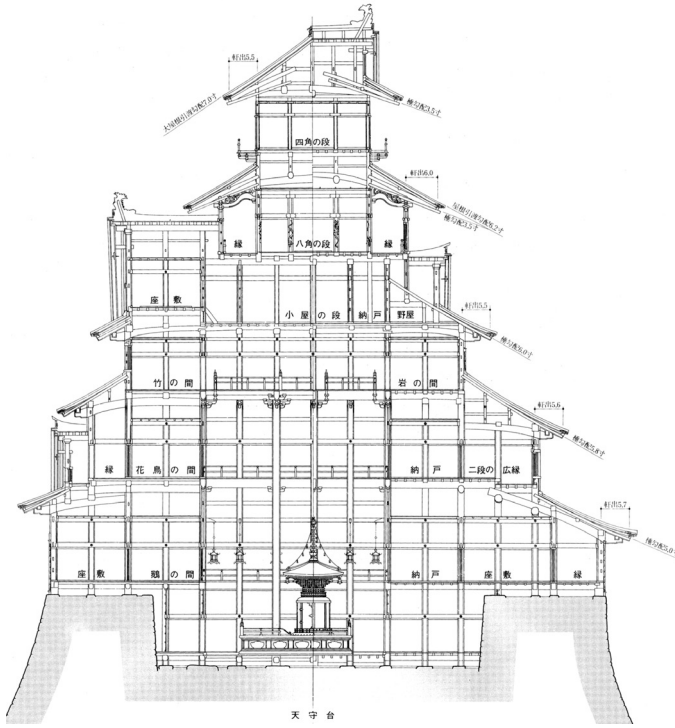


図1 内藤案復元断面図

人物が作成した誤りの多い復元図である可能性が高いという。また筆者も「天守指図」と内藤案について改めて検討を加え、同図が復元史料として信頼できないこと、同図に基づいた内藤案の蓋然性も認められないことを指摘した^⑤。

その一方、河田克博・清水隆宏の両氏は平成二五年に開催された二〇一三年度日本建築学会大会において、内藤案の追考を行った（以下、同大会における両氏の発表を河田・清水二〇一三と記す^⑥）。両氏は、安

土城の跡地で実施された発掘調査によって、内藤案の蓋然性を示す考古学的物証が見つかったとした。

さらに両氏は令和三年に開催された二〇二一年度日本建築学会大会において、筆者による「天守指図」および内藤案に対する批判を検証した（以下、同大会における両氏の発表を河田・清水二〇二一と記す^⑦）。両氏は、①内藤氏が行った天主台の復元考察の妥当性について、②「天守指図」一階平面図に描かれた廊状建物とその礎石について、③「天守指図」が後世の復元図である可能性について、以上の三点を検討したうえで、筆者による批判が適当ではないと主張した。

このように「天守指図」の信頼性、内藤案の蓋然性については賛否が分かれており、議論が十分に尽くされたとは言えない。

安土城天主は建築年代が古く、羽柴秀吉造営の大坂城天守など、後世の天守に対して大きな影響を与えたと考えられる。また高田徹氏が指摘したように^⑧、仮に「天守指図」が信頼に足る復元史料とするならば、同図は安土城天主のみならず後世の天守を考えるうえでも指標的な史料の一つとなる。これらの点からすると、「天守指図」の信頼性と内藤案の蓋然性について再検討を加えることは、近世初頭における天守の変遷を考えるうえで重要な課題の一つと言えるだろう。

ところで昭和一五年から一七年にかけて、安土城の天主台穴蔵と伝本丸跡^⑨に対して発掘調査（以下、昭和調査と記す）が実施された。ここでは天主台穴蔵において一間間隔で碁盤目状に並ぶ礎石が見つかった。ただし中央部のみ礎石がなく、穴跡（以下、中央ピットと記す）が検出した。その後、平成元年から二十年計画で大規模な発掘調査（以下、平成調査と記す）が行われた。同調査では天主台穴蔵も再発掘が

なされ、新たに多くの考古学的知見が得られた。

海野聡氏によれば、既に失われた建物の復元考察を進めるのにあたり、発掘調査で得られた考古学的知見は特に重要な史料になるという。そこで本稿では、昭和調査および平成調査の成果に基づいて、二度の日本建築学会大会における河田・清水両氏の主張を再検討する。また石垣の構築技術の変遷などに関しては、考古学分野で蓄積された研究成果を参考にする。ここでの検討を通して「天守指図」の復元史料としての信頼性、そして内藤案の蓋然性を明らかにしたい。

二 河田・清水二〇一三の検討

(一) 内藤案の考古学的物証

「天守指図」地階平面図を見ると、中央部に宝塔らしきものが描かれている。内藤氏は同図に做つて中央ピットの直上に須弥壇と宝塔を復元した。河田・清水両氏は内藤案に対して追考を加え、「これ（筆者註…宝塔らしき仏教的な物体が存したことを証明するかのよう）に近年発掘調査されたこの部分の底に鎮魂物でも入れたかのような壺（筆者註…甕）の破片が発見されている」とした。

また先述したように、内藤案は一階と二階とで側柱列の大部分が平行にならない。河田・清水両氏によれば、通例に従うとするならば、一重目の屋根の軒先を水平にして、屋根の上側（二階外壁と接する部分）に傾斜を付けるべきと考えられる。しかし「天守指図」二階平面図には側柱列に沿って華頭窓らしき書き込みがある。両氏によれば、これらの華頭窓を塞がないようにするため、内藤案では通例に反して一重目の屋根の軒先に傾斜を付け、屋根の上方を水平にしたという。

一重目の屋根の軒先に傾斜があつたとすると、ここに使用された軒丸瓦・軒平瓦は瓦当部が斜めであつたことになる。両氏はそのような瓦が実際に発掘調査で見つかったとした。すなわち内藤案は考古学的物証が得られたことになる。

なお安土城天主の復元案として、内藤案の他に宮上氏による案（以下、宮上案）と佐藤大規氏による案（以下、佐藤案）が知られる。河田・清水両氏によれば、宮上案・佐藤案ともに一切軒先を斜めにしておらず、瓦当部を斜めにした瓦が発見されている以上、内藤案が最も蓋然性の高い復元案と考えられると指摘した。

(二) 中央ピットで見つかった甕の破片

河田・清水両氏は近年の発掘調査で中央ピットの底から鎮魂物でも入れたかのような甕の破片が見つかったとした。両氏が言うところの近年の発掘調査とは、発表梗概に記された前後の文脈からすると、内藤案発表の後に実施された調査すなわち平成調査を指すと考えられる。しかし、これらの甕の破片は既に昭和調査で検出したものである。

昭和調査の報告書によれば、中央ピットの内部から焼土や木炭化した木材の破片に加え、褐色の甕の破片が数十個見つかった。内藤氏も昭和五年に発表した論考の中で、「二尺平方深さ四尺の穴（筆者註…中央ピット）にあつた壺（筆者註…甕）の破片に想を馳せれば、舍利容器の存在を推定してもよいかも知れない」とした。

その後、平成調査でも同種の甕の破片が見つかった。ただし平成調査に考古学の専門職として携わった木戸雅寿氏によれば、中央ピットの内部に甕を据え付けた痕跡はない。したがって当該の甕が意図的に

中央ピットの内部に設置されたとは考えられない。当該の甕の破片は天主とは無関係のものである可能性が高く、おそらくは天主焼失時もしくはそれ以後に甕の破片が落ち込んだと考えられる。^{〔五〕}

また中央ピットで見つかったのは甕の破片であつて、甕の内容物については報告されていない。河田・清水両氏は当該の甕について「鎮魂物でも入れたかのような」としたが、その根拠は皆無に等しいと言

(三) 瓦当部を斜めにした軒丸瓦・軒平瓦

内藤氏は昭和五年の論考で安土城天主の復元案を発表し、その後平成六年に上記論考を再編・追記した著書を発刊した。^{〔七〕} 瓦当部を斜めにした軒丸瓦・軒平瓦については、昭和五年の論考では言及されず、平成六年の著書で初めてその存在が指摘された。同氏によれば、当該の瓦は天主台東面で発掘されたものであり、瓦当部の傾きが内藤案における屋根の傾きと合致するという。

河田・清水両氏は、当該の瓦が昭和五年の内藤案発表後に見つかったことを述べ、当該の瓦の発見をもつて「天守指図」の信頼性と内藤案の蓋然性の高さを強調した。しかし当該の瓦については、内藤氏の著書に「天主台東面での発掘」とある点を除けば、出土箇所や出土時の状況などに関する記録が管見の限り見当たらない。

昭和調査で発掘された箇所は天主台穴蔵と伝本丸跡であつて、天主台の東面は未発掘である。また平成調査で天主台の周辺が発掘されたのは平成一〇年以降であり、内藤氏が著書をまとめた平成六年の時時点で天主台の東面は公的には発掘されていない。そのため当該の瓦がど

のような経緯で発掘されたものか、詳細が全く判然としない。加えて言えば、当該の瓦が天主に使用されたという確証はない。

河田・清水両氏は内藤案を除けば軒先を斜めにした復元案はないとしたが、実際のところを言えば、佐藤案は二重目の軒先を部分的に斜めにする。佐藤氏は「天守指図」を復元史料として採用しておらず、「安土日記」および岡山大学附属図書館池田家文庫蔵「信長記」の内容に加え、後世の天守に共通して見られる建築的構成に基づいて復元案を提示した。「天守指図」に基づいた内藤案と「天守指図」に基づかない佐藤案とは建築的構成が全く異なる。それにもかかわらず、両者にはともに瓦当部を斜めにした瓦が使用されたことになる。したがって瓦当部を斜めにした瓦の発見をもつて内藤案の蓋然性を主張すること自体がそもそも不適切と言える。

ここまで述べたように、中央ピットの内部で見つかった甕の破片、瓦当部を斜めにした瓦のいずれについても、内藤案の考古学的物証にはなり得ない。以上より、河田・清水二〇一三の主張は妥当なものとは言えない。

三 河田・清水二〇一一の検討

河田・清水両氏は、筆者による「天守指図」および内藤案に対する批判が適当ではないと指摘した。本章では両氏が挙げた三つの論点、すなわち、①内藤氏が行った天主台の復元考察の妥当性について、②「天守指図」一階平面図に描かれた廊状建物とその礎石について、③「天守指図」が後世の復元図である可能性について、これらを改めて検討する。

(二) 内藤氏が行った天主台の復元考察の妥当性について

1 これまでの議論

現状、天主台石垣は上部が大きく崩壊しているが、内藤氏は崩壊した部分を復元的に補うことで天主台上端平面図を作成した。「天守指図」一階平面図と同氏作成による天主台上端平面図は外形が酷似しており、同氏はこの点をもって「天守指図」の復元史料としての信頼性を認めた。

ただし同氏が作成した天主台復元断面図(図2)には、一部に強い反りが復元されており、特に伝二の丸跡に面した西辺の石垣は上部がほぼ鉛直となる。筆者は北垣聰一郎氏が昭和六二年に発刊した著書に基^(五)づき、天正年間という時代性を考えると、内藤氏が行った天主台の復元考察は妥当ではないと指摘した。すなわち北垣氏によれば、天正年間の石垣には反りが見られない。また安土城の石垣調査報告書(以下、石垣報告書と記す)によれば、城内に残る天正年間の石垣は直線状に築かれたものが専らであった。これらのことからすると、内藤氏による天主台の復元は石垣の反りという観点で重大な問題があると言える。

仮に天主台石垣に反りを設けずして上端平面図を作成すると、その図は内藤氏が作成した上端平面図よりも狭小となる。つまり「天守指図」一階平面図は実際の天主台上端平面とは合致しないと考えられるため、同図の復元史料としての信頼性は否定される。

その一方、河田・清水両氏は筆者と同じく北垣氏の著書を参照したうえで下記の諸点を指摘した。すなわち北垣氏によれば、石垣の反りに

関するおぼろげな意識は天正・文祿年間になって発生した。また石垣の構築技術は天正年間という極めて限られた期間に発展した。

さらに北垣氏は両氏に下記の通りの発言をしたという。^(三)「安土城の石垣にはさまざまな技法が混在しており、たとえば隅石の積み方には旧来の重ね積みが見られる一方、別の部分には後に常識となる算木積みが見られる。算木積みは安土城が最初の例と考えられる」。両氏は北垣氏の発言を踏まえ、「安土城石垣構築の技法は、穴太積み発展過程の最初の例と位置付けられ、大きく崩壊している上方部分に全く反りがないとは断定できない」とした。

また両氏によれば、内藤氏は天主台石垣の反りについて、綿密に実測した成果に基づいて考察を進めた。内藤氏は崩落した

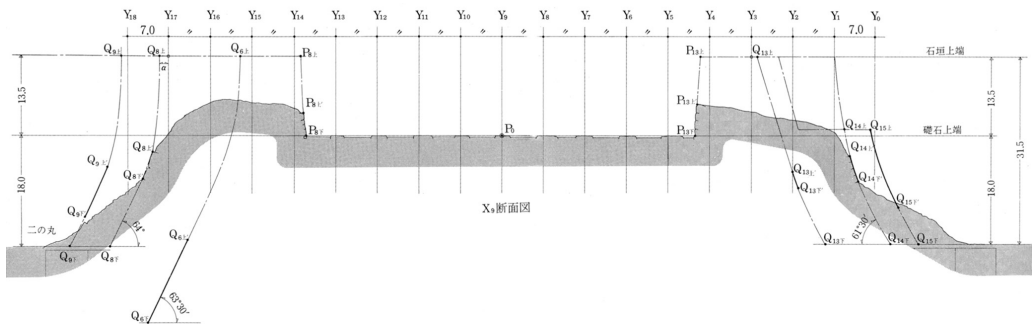


図2 天主台復元断面図(内藤氏作成)

天主台石垣の上部を復元するのにあたり、承応四年（一六五五）に成立した『石垣築様目録』（以下、『目録』と記す）によつて反りの程度を推定した。両氏は、「同書（筆者註：『目録』）の反りをつける技法は、いくつもある石垣構築技術書のなかでは最も反りの少ない技法である。少ない反りをつけて広げた石垣上方平面が『天守指図』の一階平面とほぼ一致することは決して無理な考察ではない」と主張した。

2 石垣の構築技術に関する考古学分野の研究成果

宮武正登氏によれば、筆者や河田・清水両氏が参考にした北垣氏の著書は、発刊から三十年以上が経過した現在でもなお、城郭の石垣を主題にした唯一の歴史学系専門書である。ただし近年に各地の調査事例が急増しており、それに基づく新知見との対比・分析が必要となるという。

宮武氏によれば、中世から近世の転換期に城郭の石垣は急激な発展を遂げた。ただし列島各地に分布した多種多様な構築技術の形態が同一方向へと進化を遂げたのではなく、近江地方を中心に発展した構築技術が各地へと拡散したと考えられる。具体的な事例で見ると、観音寺城から安土城へ、安土城から大坂城へ、大坂城から肥前名護屋城へという、織田・豊臣政権の成長過程に平行した、構築技術の段階的な発展が系統的に追えるという。

また同氏によれば、天正年間以前に築かれた城郭の石垣には、直線状の勾配の石垣しか存在しない。俗に「武者返し」などと称される湾曲した反りは、天正年間には開発されていない技術と考えられる。

ここで天正末年頃から文禄年間にかけて築かれた肥前名護屋城の石垣を確認する。市川浩文氏は、同城弾正丸および馬場南面の石垣を詳

細に実測し、両箇所石垣に折れ線状の勾配変化が見られることを明らかにした。同氏によれば、両箇所石垣は鉛直高にして七〜八割前後の高さ付近を境に、下部よりも上部の方が一〇度から二〇度ほど急勾配に変化する。ただし慶長年間以降の石垣が一定の高さごとに勾配を変化させて湾曲した反りを造るのに対し、同城石垣は基底部から勾配の変化点まで直線状に石材を積み上げ、また変化点から上端までも直線状に石材を積み上げる。

さらに宮武氏によれば、加藤清正が普請を担当した文禄二年（一五九三）の西生浦倭城（大韓民国蔚山広域市）の高石垣は、肥前名護屋城の石垣と同じく折れ線状の勾配変化が認められる。その一方、同じく清正が慶長五年（一六〇〇）までに築いた熊本城大天守台には湾曲した強い反りが見られ、反りの技法の大幅な進歩が窺える。このことからすると、肥前名護屋城で確認された折れ線状の勾配変化は反りの原初的形態と判断できるといえる。

先述したように、石垣の構築技術については観音寺城から肥前名護屋城までの間に、段階的な発展を系統的に追うことができる。そして肥前名護屋城の石垣で確認された折れ線状の反りは、湾曲した反りの原初的形態と位置付けられる。これらのことからすれば、肥前名護屋城よりも前の段階にあたる安土城において、上部を鉛直にするほどの強い反りがあった可能性は低い。このことは安土城内に現存する天正年間の石垣に、反りが全く確認できないことから傍証される。つまり考古学分野で蓄積された石垣の構築技術に関する研究成果を踏まえると、安土城の天主台石垣に内藤案のような反りがあった可能性は低いと言える。

なお河田・清水両氏が紹介した北垣氏の発言にもあるように、安土城内に残存する天正年間の石垣を見ると、旧来の重ね積みや初歩的な算木積みが確認される。ただし、これらの技法はあくまで隅角部の積み方であつて、算木積みの発展と反りの有無・程度の間に明確な関係性は認められない。^(二五)

3 石垣の技術書に関する考古学分野の研究成果

北垣氏は熊本藩穴太衆・北川家に伝わった『石垣秘伝之書』と加賀藩穴太衆・後藤家に伝わった『唯子一人伝』を検討した。^(二六) 同氏によれば、石垣に反りを付ける方法として、基底部から一間ごとに勾配を変え、基底部から三分の一程度まで直線状に築き、ここから勾配に変化を設けて反りを付ける方法がある。前者の方法を説いた石垣の技術書としては、『石垣秘伝之書』の他に『石塙書』と内藤氏が参考にした『目録』が挙げられる。

北野博司氏は『石垣秘伝之書』・『石塙書』・『目録』の三書における勾配の説明を比較した。^(二七) 同氏によれば、『石塙書』と『目録』の二冊は汎用性の高い『石垣秘伝之書』から反りを付ける具体的な方法を例示したものと考えられる。そして前者の二冊は上部の反りが強く、後者は反りの弱い直線的な勾配を示すという。河田・清水両氏は、『目録』が石垣の構築技術書の中で最も反りの少ない史料としたものの、北野氏による検討の結果を踏まえると、両氏の指摘は不適切と言える。

ところで安土城の天主台石垣は西辺の南端で測ると、鉛直高にして四・一七mすなわち一三・八尺ほどが残存する。^(二八) 当時の一間は六・五尺を基準にしたので、一三・八尺と言えば二間を超えることになるが、当該の石垣は途中で勾配を変更しない。つまり安土城の天主台石垣は

『目録』とは異なる方法をもつて築造されたことが明らかである。そもそも『目録』は天正年間より年代が大きく降る承応四年に成立したものであるため、なぜ同書によつて天主台の石垣の反りが推定できるのか、その具体的な根拠を示す必要があると言える。

4 内藤氏による天主台の実測

内藤氏の実測によれば^(二九)、天主台西辺の石垣は南端(Q6)の勾配が六三・三度、中央(Q8)が六四度、北端(Q9)が六四度強である。同氏は、西辺の石垣が内側(Q6)から外側(Q9)に向かうにつれて勾配が急になることを指摘した。また東辺の石垣は南端(Q15)の勾配が六一・三度強、中央(Q14)が六一・三度、北端(Q13)が六一度であり、同氏は、西辺と同じく東辺の石垣は内側(Q13)から外側(Q15)に向かうにつれて勾配が急になるとした。その一方、南辺と北辺の石垣はそれぞれ西端・中央・東端で勾配が一定であったという。同氏は以上の実測成果に基づいて、西辺と東辺の石垣には上部に反りがあつたと判断した。

しかし西辺の石垣は全長が南北約三二mと長大であることに加え、内藤氏による実測は南端・中央・北端の異なる三地点で勾配を比較しており、同一地点において基底部から上端までの勾配変化を見たわけではない。また上記の三地点における勾配の差についても、一度程度とごくわずかである。つまり同氏による実測の成果は、「長大な西辺の石垣のうち、南端・中央・北端の異なる三地点では、勾配がごくわずかに異なる」という知見を示したにすぎない。

加えて言えば、内藤氏が実測をした時点で、西辺の石垣は中央と北端が土砂によつて大きく埋没していた。^(三〇) すなわち基底部の位置は判然

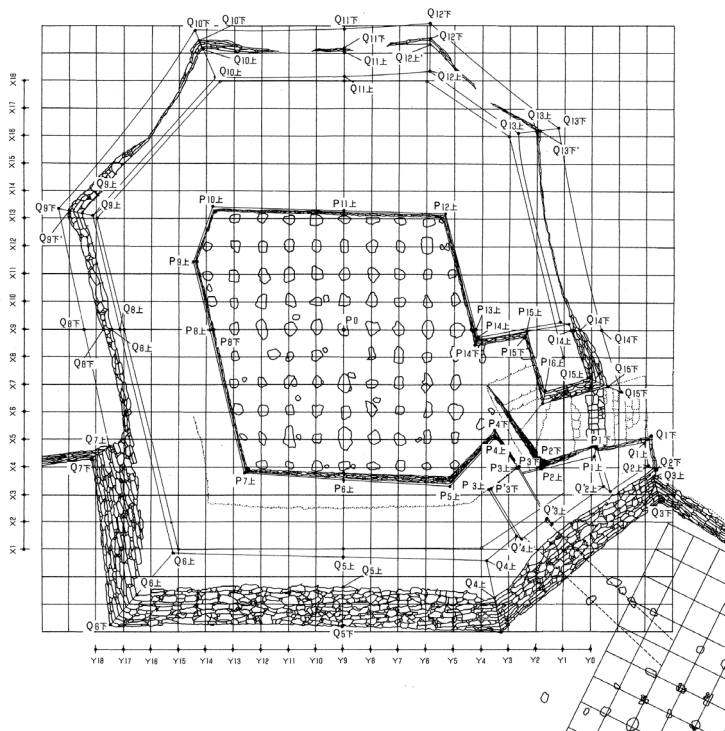


図3 天主台実測図(内藤氏作成)

とせず、露出した部分も数石にすぎない。さらには天主台の構築から年数が経過したこと、土砂による影響から石垣の形状変化も可能性として考えられる。これらのことからすると、中央と北端については当初の勾配を正確に実測すること自体が困難であったと考えられる。

また東辺の石垣は全長が約二〇mと長大であって、南端・中央・北端の勾配の差は一度にも満たない。加えて東辺の石垣は崩壊と土砂に

よる埋没が西辺の石垣よりもさらに著しく、石垣報告書によれば、その一部は積み直しであるという。この場合、当初の勾配を正確に実測することはほぼ不可能と考えられる。

内藤氏による天主台の実測は発掘調査に伴うものではないため、その作業には多くの困難があったと推察される。しかし天主台の復元を進めるのにあたり、同氏の実測成果によって反りの有無を判断することはできないと言える。

5 小結

ここまで述べたように、考古学分野で蓄積された研究の成果を踏まえると、安土城の天主台石垣に上部を鉛直にするほどの反りが合ったとは考えられず、『目録』についても、その内容を基にして反りの程度を復元することは不適切と言える。さらに内藤氏が行った天主台の実測成果によって反りの有無を知ることができない。以上の諸点からすると、同氏が復元した天主台断面図および天主台上端平面図の妥当性は認められない^(三)。

(二) 「天守指図」一階平面図の廊状建物とその礎石について

1 これまでの議論

「天守指図」一階平面図^(三)(図4)には、南東辺に「東ノ御いゑろうかノみち」とある。内藤氏によれば、上記の書き込みが示す建物は、天主と伝本丸跡に存した御殿(以下、伝本丸御殿と記す)を繋ぐ廊状建物であるという。また同氏は、天主台南東辺裾部の発掘調査によって廊状建物脚部の礎石が見つかったとし、これらによって「天守指図」の信頼性が確認できるとした。なお廊状建物脚部の礎石については、昭

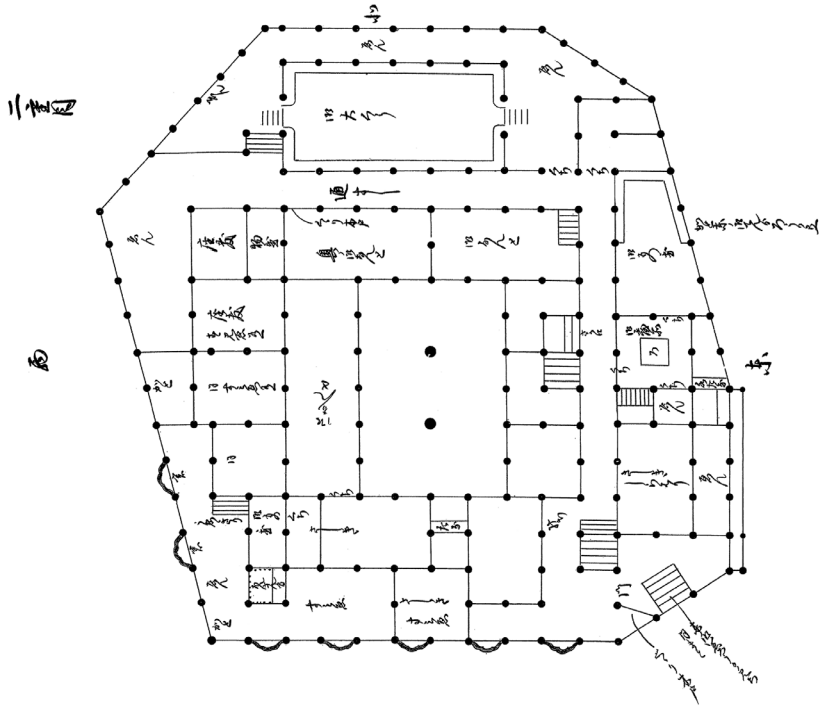


図4 「天守指図」一階平面図

和五一年の論考には示されておらず、平成六年の著書で初めて言及されている。

平成調査において天主台南東辺裾部を含む伝本丸跡の発掘調査が実施された。そこで平成調査で作成された発掘遺構図(図5)の上に、内

藤氏が作成した伝本丸跡実測図を同一スケールで重ね合わせる。そして実測図に掲載された廊状建物脚部の礎石を発掘遺構図に落とし込むと、その矛盾が明らかとなる(図中の網掛けが廊状建物脚部の礎石である)。すなわち内藤氏が礎石の存在を指摘した箇所には伝本丸御殿に伴う溝と落石があるのみで、平成調査において廊状建物脚部の礎石が見つかることはなかった。

また上記の箇所には礎石採取痕も見つかっておらず、これらのことを併せて考えると、廊状建物脚部の礎石は内藤氏が指摘した箇所には存在しなかったと判断できる。この点を踏まえたうえで、筆者は「天守指図」の信頼性が考古学的物証によって確かめられたことにはならないと指摘した。

その一方、河田・清水両氏は筆者の見解に対して反論を提示した。両氏によれば、内藤氏は平成調査よりも前に実測を行っており、平成調査の実施前に作成された調査対象地の地区割図を見ても(図6)、廊状建物脚部の礎石は表現されていない。そのうえで「内藤氏の指摘するこれらの礎石は、平成の発掘調査途上で、内藤氏が場所を特定し着目した結果であり、伝本丸御殿の礎石を探索する目的の発掘調査からすれば無視されるような小振りの礎石と考えられる」とした。

また両氏は、フロイス『日本史』の「信長は、この城(筆者註:安土城)の一つの側に廊下で互いに続いた、自分の邸とは別の宮殿を造営したが」という記述を引用しつつ、この記述によって天主と伝本丸御殿を繋ぐ廊状建物の存在が確実とした。併せて「天守指図」には「東ノ御いゑろうかノみち」と方向まで示されており、より具体的と指摘した。

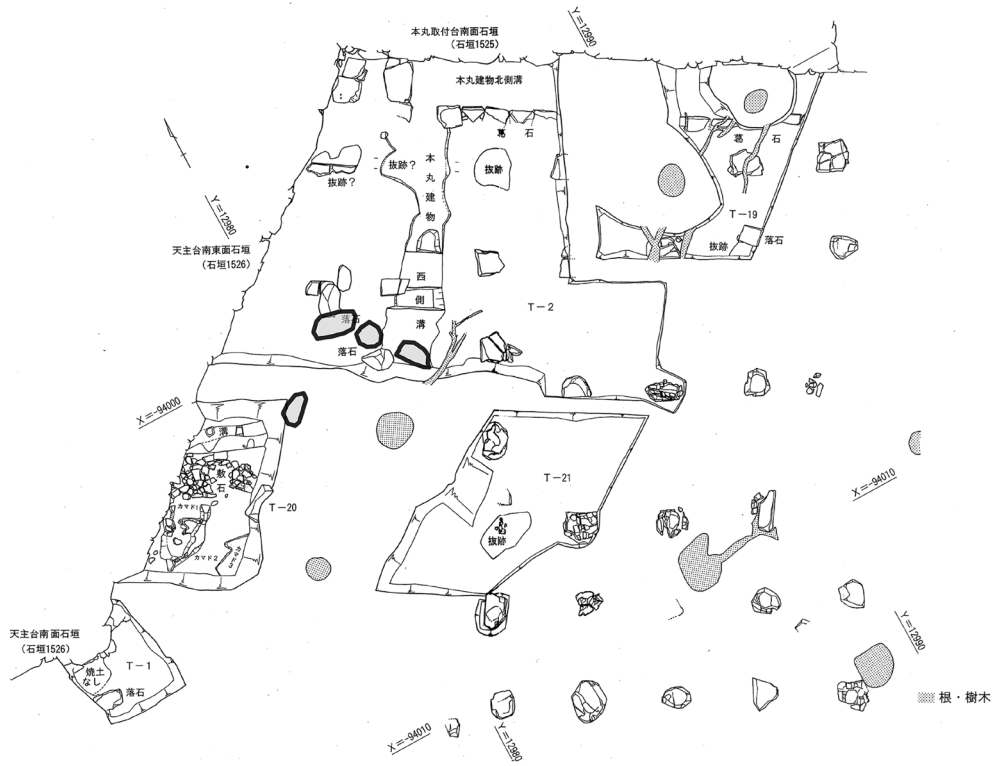


図5 天主台南東辺裾部の発掘遺構図

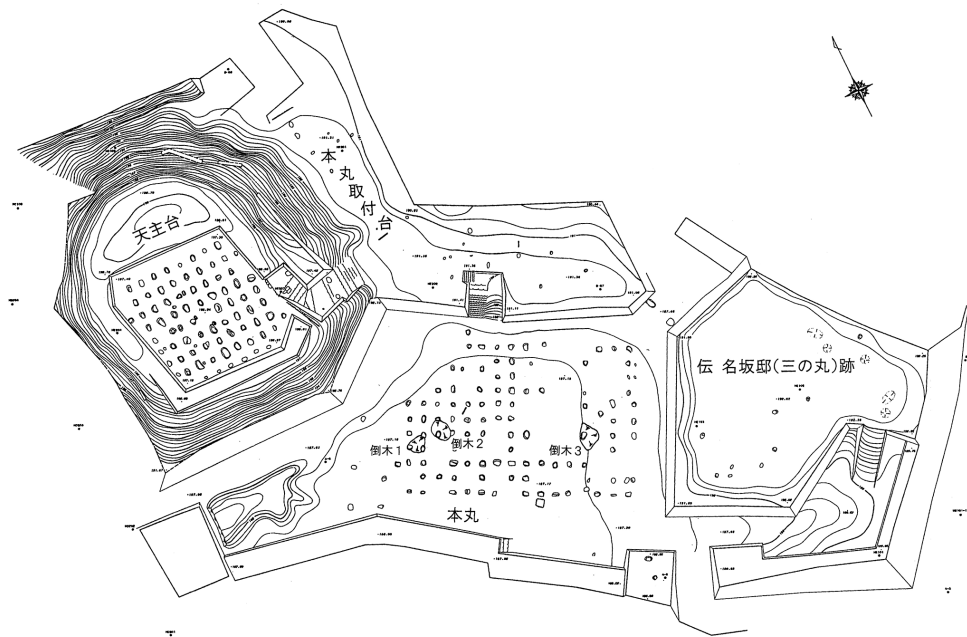


図6 平成調査対象地の地区割図

2 平成調査の成果との矛盾

河田・清水両氏によれば、内藤氏は平成調査の途上で廊状建物脚部の礎石を見出したという。しかし先述したように、内藤氏が論考を発表したのは昭和五一年であり、また上記論考を再編・追記した著書を発刊したのは平成六年のことである。その一方、平成調査において伝本丸跡の発掘が実施されたのは平成一年であるため、内藤氏が著書を発刊した時点において、廊状建物脚部の礎石があったとする箇所（天主台南東辺裾部）は発掘調査が始まってすらいない。

また前掲した平成調査対象地の地区割図を見ても分かるように、天主台南東辺裾部は大量の土砂などによって埋没していた。そのため伝本丸跡の発掘調査が行われた平成一年よりも前に、廊状建物脚部の礎石を見出すことは不可能と判断できる。つまり河田・清水両氏の指摘は時系列に重大な矛盾があると言える。

ところで内藤氏は平成調査の開始時より特別史跡安土城跡調査・整備委員会の委員を務めた^(三六)。仮に内藤氏が平成調査の途上で廊状建物脚部の礎石を指摘したのであれば、同調査で作成された発掘遺構図や報告書の本文にこれらの礎石が示されなかった理由が判然としない。

この理由の一つとして、河田・清水両氏は廊状建物脚部の礎石が小振りであったことを挙げた。しかし平成調査で作成された発掘遺構図は、伝本丸御殿に伴う礎石や礎石採取痕のみが描かれたのではなく、落石・溝・樹木・時期の遡る竈の痕跡などが描かれており、その内容は詳細かつ網羅的である。また時期の遡る竈に関して言えば、細かな敷石までもが図示される。この点からすると、仮に内藤氏が指摘をした箇所に礎石があったのであれば、たとえ小振りであったとしても、発

掘遺構図で当該の礎石は図示されたと考えられる。

加えて言うと、仮に廊状建物脚部の礎石が実際に存在したのであれば、同氏が実測図を作成した後に礎石が何らかの理由によって持ち去られた、もしくは滅失したと考えられる。しかし、この場合であったとしても、その考古学的痕跡として礎石採取痕が見つからなければならぬ。ところが平成調査で当該の礎石採取痕は見つからなかった。したがって廊状建物脚部の礎石は実際には存在しなかったと判断せざるを得ない。結局のところ、「天守指図」の信頼性が廊状建物脚部の礎石という考古学的物証によって確かめられたことにはならない。

その他、河田・清水両氏が引用したフロイス『日本史』の記述によれば、主郭部に廊状建物が存したことは認められるが、同書に記載された「廊下」が天主南東辺と伝本丸御殿を繋いだものとは特定できない。つまり、この記述は「天守指図」に描かれた廊状建物の存在を傍証するものではない。また「天守指図」の内容がフロイス『日本史』の記述よりも具体的であったとしても、同図の信頼性を示すことにはならない。

(三) 「天守指図」が後世の復元図である可能性について

1 これまでの議論

内藤氏は「天守指図」が江戸時代に作成された復元図である可能性を検討した。昭和調査の際、天主台穴蔵の地表より当初と考えられる叩き漆喰層が見つかり、同氏はこのことをもって穴蔵が天主炎上後の早くに埋没し、昭和調査まで埋没したままであったとした。

同氏は、貞享四年（一六八七）に描かれた「近江国蒲生郡安土古城

図」(以下、「貞享古図」と記す)において、天主台が通例のように矩形に描かれていることを指摘した。仮に同図が作成された時点で天主台が露出していたのであれば、天主台は実状に即して不等辺多角形で描かれた可能性が高いという。「天守指図」の地階平面図と一階平面図は、実状に近い不等辺多角形に描かれているが、同氏によれば、江戸時代において天主台の実状を知ることが不可能であり、「天守指図」が復元図である可能性はないとした。

この内藤氏の見解に対し、筆者は発掘調査の成果に基づいて批判を行った。まず平成調査の際に穴蔵地表面土壌の自然科学的分析がなされたものの、ここからは叩き漆喰の石灰に含まれるカルシウムが特徴的に検出されなかった。平成調査における天主台穴蔵の発掘調査報告書(以下、天主台穴蔵報告書と記す)^(三七)では、上記の結果を受けて穴蔵地表面は単に叩き締めて造成されたものと結論付けた。また「貞享古図」で天主台の描写を見ると、外周部の石垣は通例のように矩形に描かれているが、穴蔵周囲の石垣は通例に反して八角形に描かれている。したがって内藤氏が挙げた二つの根拠は適切とは言えない。

また昭和調査の報告書によれば、礎石の存在は昭和調査よりも前から知られていた。その後、平成調査の際に中央ピットより見つかった炭化物に対して自然科学的分析がなされた。これらの炭化物の多くが安土城炎上時のものと判定されたが、そのうちの一部は一九世紀のものであった。これらの点を踏まえると、一九世紀の時点で穴蔵に人が参入できた可能性は十分に考えられる。つまり穴蔵が天主炎上後の早くに埋没し、昭和調査に至るまで埋没したままであったとする内藤氏の見解は、根拠が適切でないことに加え、昭和・平成両調査の成果に

反すると言える。

その一方、河田・清水両氏は昭和調査が行われた時点で穴蔵の礎石列の全容が判明しているわけではないとし、さらに一九世紀と判定された炭化物については、限られた部分における盗掘の一痕跡とした。また両氏は、穴蔵登り口の複雑な石段は、昭和調査で初めて詳細が明らかになったと指摘した。「天守指図」に当該の登り口が描かれている以上、一七世紀末頃に同図を自筆したと考えられる池上右平正治が、城跡を基に天主平面を推定復元したとは考えられないとした。

2 江戸時代における天主台の状況

まず享保一九年(一七三四)の『近江輿地志略』を見ると、「安土古城址、安土山に在り。(中略)頂上に天守あり、今に其跡石垣等の顕然たり」とある。同書は膳所藩主・本多康敏の命によつて藩士・寒川辰清が編纂した地誌であつて、この記述からすると、一八世紀中頃において天主台石垣は確認できたことが明らかである。

また天主台穴蔵報告書によれば、中央ピットで最も多く見つかった炭化物はマツ属の板状破片である。その年代は放射性炭素年代測定の結果、一六世紀(一五二〇年から一五九五年)と判定され、天主が存した時期と重なる。その一方、中央ピットから見つかった炭化物の一部は一七世紀(一六三〇年から一六六五年)や一九世紀(一八〇五年から一八八五年)と判定された^(三八)。

ただし中央ピットは昭和調査時に完掘されており、炭化物を検出した土層は昭和調査で埋め戻されたものである。つまり平成調査の時点で中央ピットは廃城時の状態が保たれておらず、そのため内部で見つかった炭化物が、実際に中央ピットの位置で使用された部材の破片か

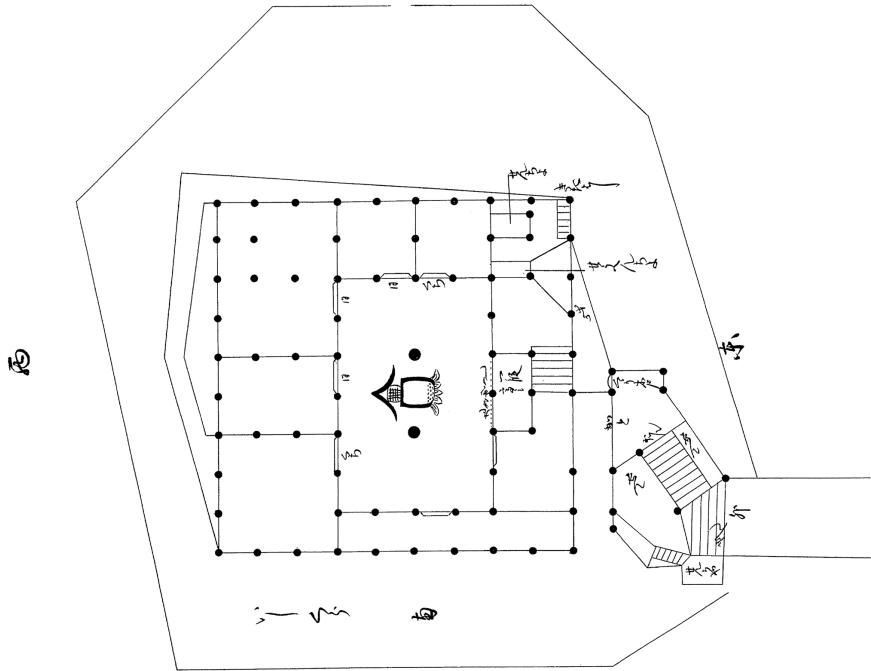


図7 「天守指図」地階平面図

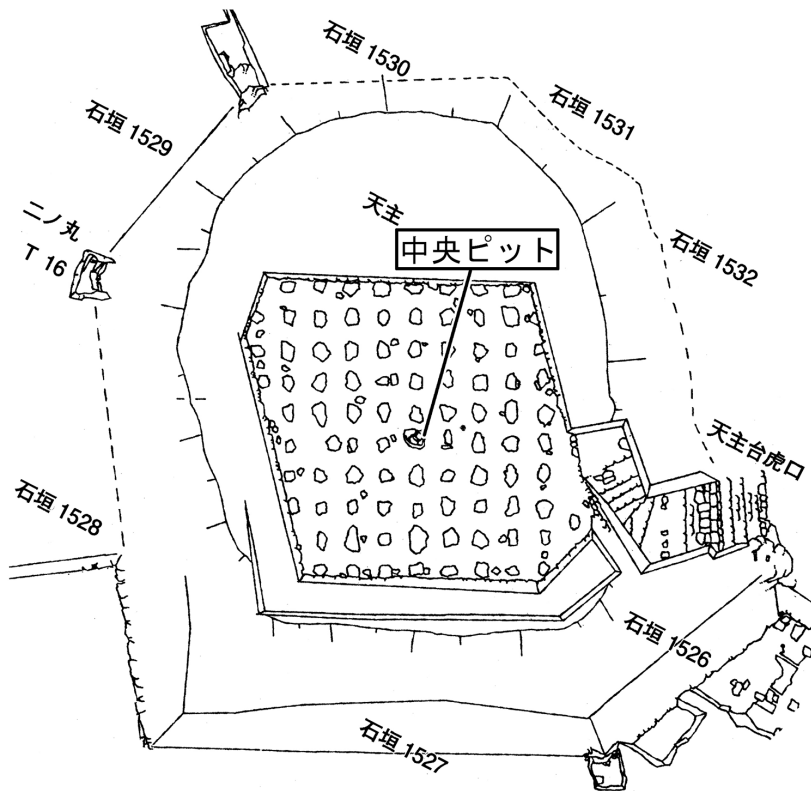


図8 天主台の発掘遺構図

については、詳細を判然とさせることが難しい。

しかしながら、昭和調査の報告書には「石蔵(筆者註…穴蔵)内部については、礎石の存することは以前より知られてあり」と記される。したがって昭和調査よりも前に、礎石に関する情報が出回っていたことは確実であり、天主炎上後のしばらくは天主台穴蔵が露出していた、もしくは昭和調査よりも前に部分的であったとしても、穴蔵が発掘された可能性が考えられる。いずれにせよ天主台穴蔵が天主炎上後の早くから昭和調査まで埋没したままであったとは必ずしも断定できない。

また平成調査の際、天主台西辺石垣裾部の小区画(以下、伝二の丸東溜りと記す)より、多量の瓦や壁土が焼け落ちた状態で見つかった。さらに同箇所を掘り下げると、炭化した柱や床材などに加え、建ったままの状態と考えられる焼けした壁土と礎石列が検出した。^(四〇)その一方、天主台穴蔵に関して言えば、昭和調査および平成調査において多量の瓦や壁土、その他、炭化した柱や床材などは見つかっていない。

木戸氏^(四一)は、伝二の丸東溜りと天主台穴蔵とで遺構の検出状況が大きく異なることを指摘し、穴蔵は天主炎上後に火事場整理が行われたとした。そのうえで天主台穴蔵が土砂などによって埋没するまでの間、その形状などを確認することは可能であったと指摘した。

その他、渡辺江美子氏^(四二)によれば、「貞享古図」は信長の百回忌に合わせて作成されたもので、書き込まれた郭の名称こそ当時の伝承によるものの、石垣の配置や郭の形状などはある程度の実測に基づくといい。この場合、仮に同図が描かれた時点で天主台穴蔵が土砂などによって完全に埋没していたのであれば、図中に穴蔵周囲の石垣が描かれた可能性は低い。以上の諸点からすると、天主台穴蔵が一七世紀後期の時

点で露出した状態であったということは十分に考えられる。

3 「天守指図」地階平面図と実際の天主台穴蔵の平面

河田・清水両氏は、「天守指図」地階平面図^(四三)(図7)に穴蔵の登り口が実状に即して描かれていることを指摘し、この点から同図が江戸時代に作成された復元図であることを否定した。そこで本節では、平成調査で作成された天主台発掘遺構^(四四)(図8)に基づき、「天守指図」地階平面図と実際の天主台穴蔵を比較検討する。

まず「天守指図」地階平面図は、穴蔵全体の平面を不等辺多角形にした点、穴蔵の登り口を南東辺に設けた点で、ある程度実状に即したものとと言える。しかし「天守指図」と実状とでは、登り口内部に設けられた石段の段数と配置、石段周囲の石垣の配置が大きく異なる。さらに「天守指図」地階平面図には中央部に宝塔らしきものが描かれているが、木戸氏によれば、中央ピットの周囲に何らかの施設を設置した考古学的痕跡は見つかっていない。

また既に宮上氏が指摘したように、「天守指図」と実状とでは穴蔵周囲の石垣の配置が大きく異なる。例えば北辺の石垣は実際の東西幅が七間を超える程度であって、礎石列の北端に沿って築かれるのに対し、「天守指図」で見ると、北辺の石垣の東西幅は十間を超えており、西端に向かうにつれて礎石列より離れる。

さらに地階の部屋割りについて、「天守指図」は南西隅に三間四方の部屋と三間×二間の部屋を描いており、内藤氏はこれらが土蔵であったとした。しかし実際には穴蔵周囲の石垣が大きく東側に入り込むため、地階の南西隅にこれらの部屋を設ける余地はない。つまり「天守指図」地階平面図に描かれた部屋割りについては、実際には不可能な

構成と言える。

4 小結

内藤氏によれば、「天守指図」は一七世紀末頃に池上右平正治が安土城天主の正確な指図を透写したものであり、正治は透写した図に対して自身の署名を加えた。ただし現存する図は正治の子孫である池上延世が改めて透写したものであるという。

先に検討を加えたように、正治が生きた一七世紀末頃には、天主台外周部の石垣や穴蔵周囲の石垣が確認できた可能性が考えられる。この場合、「天守指図」地階平面図ならびに一階平面図がある程度実状に即して不等辺多角形に描かれているとしても、同図が江戸時代に作成された復元図であることを否定する根拠にはならない。

その一方、「天守指図」が天主の正確な指図を透写したものとすることは、現存する遺構との相違があまりに大きい。特に地階平面図の部屋割りでは実際には不可能な構成である。「天守指図」が作成された経緯については史料の不足から詳細が判然としないものの、同図に描かれた全てが実在した天主の指図を正確に透写したものとは言えない。

四 おわりに

河田・清水両氏は内藤案の蓋然性を示す考古学的物証として、中央ピットの内部で見つかった甕の破片、さらには瓦当部が斜めになった軒丸瓦と軒平瓦を挙げた。しかし平成調査の成果によれば、当該の甕の破片は安土城天主とは無関係のものと考えられ、瓦当部が斜めになった瓦についても、これらが天主に使用されたという確証はない。

また内藤氏が行った天主台の復元考察は石垣の反りという点で妥当

とは言えず、同氏が指摘をした廊状建物脚部の礎石についても、平成調査では採取痕すら確認されなかった。また「天守指図」地階平面図に示された部屋割りは、実際には不可能な構成である。これらのことからすれば、「天守指図」の復元史料としての信頼性は低く、それに伴い内藤案の蓋然性も否定される。

安土城天主を復元するための史料としては、天主内部の部屋などを詳述した文献史料「安土日記」に加え、発掘調査で得られた考古学的知見が重要となる。また後世の天守や重層櫓に共通して見られる建築的構成も参考にすることができよう。

同天主の復元史料は限られているが、先にも述べたように、近世初頭における天守の変遷を考えるうえで、同天主の復元考察は重要な課題と言える。既に筆者は別稿において一階から三階までの部屋割りを復元した。今後は四階以上の平面に加えて断面・立面の構成を検討する。そのうえで同天主の建築史上における特質を考察する。

〔付記〕 本稿はJSPS科研究若手研究(研究課題番号20K11942)の助成を受けたものである。

註

- (一) 内藤昌「安土城の研究(上・下)」『國華』第九八七・九八八号、一九七六年。
- (二) 内藤昌前掲論文(註一参照)に所収。
- (三) 同模型は万国博覧会の後に近江八幡市(旧安土町)の展示施設「安土

城天主信長の館」へと移設された。

(四) 宮上茂隆「安土城天主の復原とその史料に就いて(上・下)」『國華』第七九九七・九九八号、一九七七年。

(五) 拙稿「静嘉堂文庫蔵「天守指図」に関する考察」『日本建築学会大会学術講演梗概集』、二三〇二四頁、二〇二〇年九月。同「安土城天主に関する復元的考察(その一)——一階から三階までの部屋割り——」『建築史学』第七六号、二〇二二頁、二〇二二年三月。

(六) 河田克博・清水隆宏「安土城天主内藤昌復元案の追考」『日本建築学会大会学術講演梗概集』、三〇五〇三〇六頁、二〇一三年八月。

(七) 河田克博・清水隆宏「池上家伝来『天守指図』の信憑性」『日本建築学会大会学術講演梗概集』、八一三〇八一四頁、二〇二二年九月。

(八) 高田徹「安土城天守に関する問題と課題」『織豊系城郭とは何か——その成果と課題——』、二四七〇二五〇頁、サンライズ出版、二〇一七年四月。

(九) 安土城主郭部には、天主台の西に伝二の丸跡、東に本丸取付台、南に伝本丸跡、伝本丸跡の東に伝三の丸跡が位置する。なお、これらの郭の名称は貞享四年(一六八七)に描かれた「近江国蒲生郡安土古城図」の書き込みを根拠としたもので、一次史料による裏付けはない。ただし、本稿では通例に倣い上記の名称を用いることとする。

(一〇) 海野聡「古建筑を復元する 過去と現在の架け橋」歴史文化ライブラリー四四四、吉川弘文館、二〇一七年三月。

(一一) 本稿の内容の一部は二〇二二年度日本建築学会大会において既に発表した(拙稿「安土城天主内藤昌復元案に対する批判的考察——天主台の復元について——」『日本建築学会大会学術講演梗概集』、三六三〇三六四頁、二〇二二年九月)。

(一二) 『特別史跡安土城跡発掘調査報告』一二(滋賀県教育委員会、二〇〇二年三月)における記述に倣い、本稿では壘と記す。

(一三) 宮上茂隆前掲論文(註四参照)。佐藤大規「安土城天主の平面復元に関する試案」『史学研究』第二五五号、一〇二二頁、二〇〇七年二月。同「安土城天主の構造および外観に関する復元考察」『史学研究』第二八三号、二〇二二頁、二〇一四年三月。

(一四) 『滋賀縣史蹟調査報告』第十一冊・安土城址、滋賀県、一九四二年六月。

(一五) 木戸雅寿「よみがえる安土城」歴史文化ライブラリー一六七、吉川弘文館、二〇〇三年二月。

(一六) 当該の壘の破片に対して科学的な年代判定は行われていない。

(一七) 内藤昌「復元安土城」、講談社、一九九四年五月。

(一八) 内藤昌前掲論文(註一参照)に所収。

(一九) 北垣聰一郎「石垣普請」ものと人間の文化史五八、法政大学出版社、一九八七年三月。

(二〇) 『特別史跡安土城跡石垣調査報告』I、滋賀県教育委員会、二〇〇一年三月。

(二一) 河田克博・清水隆宏発表梗概(註七参照)の註には、「筆者が北垣氏から直接お聞きした弁」とある。

(二二) 宮武正登「肥前名護屋城の研究 中近世以降期の築城技法」、吉川弘文館、二〇二〇年三月。

(二三) 市川浩文「名護屋城石垣の勾配測量調査(二)」『研究紀要』(佐賀県立名護屋城博物館)第二集、一一〇三〇頁、二〇一五年三月。

(二四) 滋賀県文化財保護課・木戸雅寿氏の教示によれば、安土城内には一部に反りを付した石垣が確認されるものの、これらはいずれも昭和期

に実施された復元修理の結果である。

(二五) 例えば熊本城大天守台には強い反りが見られるが、隅角部の算木積みは未完成である。

(二六) 北垣聰二郎「伝統的石積み技法の成立とその変遷―穴太積みの意味するもの―」『考古学論攷』(檀原考古学研究所紀要) 第二三冊、一〇三頁、一九九九年一月。

(二七) 北野博司「石垣秘伝書にみる勾配の視覚化と相互比較」『令和二年度東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター紀要』、四四〜五四頁、二〇二一年五月。

(二八) 安土城に残された石垣の高さ・長さについては、石垣報告書に記載された情報に基づく。

(二九) 内藤昌前掲書(註一七参照)に所収。

(三〇) 当時の石垣の埋没状況については、内藤昌前掲論文(註一参照)に記載せられた写真で確認できる。

(三一) 別稿において、筆者は天主台石垣が直線状に築かれたとして復元考察を進めた(拙稿「安土城天主に関する復元的考察(その一)―一階から三階までの部屋割り―」、前掲註五参照)。ここで復元した天主台上端平面図によれば、穴蔵の周囲には上端幅二間程度の石畳があり、北側のみ幅が広くなっていた。また「安土日記」によって知られる一階から三階までの部屋割りは、ここで復元した天主台上端平面図と大きな矛盾がない。

(三二) 図は静嘉堂文庫の提供による。

(三三) 『特別史跡安土城跡発掘調査報告』一一(滋賀県教育委員会、二〇〇一年三月)に所収。内藤氏作成の伝本丸跡実測図は内藤昌前掲書(註一七参照)に所収。

(三四) 『特別史跡安土城跡発掘調査報告書』一一(前掲註三三参照)に所収。

(三五) 松田毅一・川崎桃太訳『日本史』五・五畿内編Ⅲ、中央公論社、一九七八年六月。

(三六) 『特別史跡安土城跡発掘調査報告』Ⅱ、滋賀県教育委員会、二〇〇九年三月。

(三七) 『特別史跡安土城跡発掘調査報告』一二(註一二参照)。

(三八) 小島捨市編『校訂頭註 近江輿地志略』、西濃印刷株式会社出版部、一九一五年一月。

(三九) 一七世紀の炭化物について、その年代は一六三〇年から一六六五年の可能性が五四・三パーセント、一五二五年から一五六五年の可能性が四五・五パーセントと判定された。したがって安土城天主よりも遡る時期に伐採された木材である可能性も否定はできない。

(四〇) 『特別史跡安土城跡発掘調査報告書』一〇、主郭西面・搦手道湖辺部の調査、滋賀県教育委員会、二〇〇〇年三月。

(四一) 木戸雅寿『天守指図』の謎―安土城天主を巡って―『十六世紀史論叢』第一四号、二九〜五五頁、二〇二一年三月。

(四二) 渡辺江美子「貞享古図の成立」『安土城』歴史群像名城シリーズ三、一一〇〜一一四頁、学習研究社、一九九四年十二月。

(四三) 図は静嘉堂文庫の提供による。

(四四) 『特別史跡安土城跡発掘調査報告書』一二(前掲註一二参照)に所収。中央ピットという書き込みは筆者による追記である。

(四五) 「天守指図」の史料としての位置付けについては、別稿で検討を試みる予定である。

(なかむら やすお 広島大学大学院人間社会科学研究所)